

女子^{作法}割烹^{作法}夏期講習會會員募集

○學科 ○作法は本年三月文部省訓令高等女學校修身作法教授要目により第一第二學年及第三第四學年

に應用する細目實習と心得とを併せて講習す○割烹は泰西割烹學校教授法によりて講習す

○擔當講師及諸規則 ○本邦料理師範八世石井治兵衛、帝室流伊勢流、小笠原流明治式、禮節講師石井泰次郎○開期は明

治三十六年八月一日より十二日まで○講習時間は毎日午前四時間(作法)午後四時間(割烹)○會場は神田一ツ

橋帝國教育會内○講習料は一科金貳圓二料金參圓五拾錢(但し作法割烹の二科に分ち兼修隨意とす)○講習證作法は大日本禮節學會第

二回女子作法講習會證を割烹は大日本割烹學會第一回女子作法講習證を授與す

○婚禮式講習會 講習希望者の爲特に八月十三日より開會して婚禮一式の作法教授法及技藝品一切を

講習す講習料金參圓なり志願者は氏名住所を記し七月廿五日迄に講習料を添へ東京市京橋區鈴木町十一番地

大日本禮節學會内女子^{作法}割烹^{作法}夏期講習會事務所へ申込み講習會員證を受取るべし

(尚詳細規則書あり入用者は「郵券二錢封入」申込まるべし)

フレーベル會規則

- 第一條 本會ハ幼児保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク
- 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼児保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ヘシ
- 第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ獻出スヘシ
- 第五條 會闡名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルヘシ
- 第六條 本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
- 一 總會 毎年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、保育參列品幼兒成績物展覽會 會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルヘシ
 - 一 常會 毎年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、協議、實驗等ヲナス
 - 一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス
 - 一 雜誌發行 毎月一回雜誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス
 - 一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認ムタル事件
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- | | | |
|-----|-----|----------------|
| 會長 | 一人 | 會務ヲ總理ス |
| 幹事 | 十人 | 會長ヲ補助シテ會務ヲ掌理ス |
| 評議員 | 若干人 | 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス |
- 第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第九條 主幹ハ會長ノ特選トス
- 第十條 幹事ハ會長ノ互選トシ其任期ヲ二ケ年トス
- 第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應ジ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルトコトアルヘシ
- 第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニテアラサレハ變更スルコトヲ得ス

會 告

東京市内の會員諸君にして會費未納の向へは本會より受取人をさし向け候間領收證引代へに御渡し下されたく候

フレーベル會

謹 告

七、八、兩月中本誌の原稿は左の所へ御送附下されたく候

東京市本郷區龍岡町三十四番地

東 基 吉

尙毎月十五日までに御送附下されたく候

婦人と子とも編輯部